

## 広島県告示第四十号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定によつて、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、広島県土木建築局道路河川管理課及び広島県西部建設事務所安芸太田支所において、令和八年二月九日までの間、縦覧に供する。

令和八年一月二十六日

広島県知事 横 田 美 香

路線名	供用を開始する区间	供用を開始する日
一般国道一八六号	山県郡北広島町細見字下山一〇一九三番一地先から山県郡北広島町細見字下山一〇一九三番一地先まで	令和八年一月二六日